

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年一月五日奈良県指令建第一〇〇一―一六七号

平成三十年五月九日奈良県指令建第一〇〇一―一六七―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年五月二十八日建第九一九四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年五月二十八日建第五四四七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町興留二丁目六七番一の一部、六八番三の一部、六八番四、六八番五の一部及び六九番七の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積和不動産関西株式会社 代表取締役 北田康

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町興留二丁目六七番一、六八番三、六八番四、六八番五及び六九番七の各一部

下水道 生駒郡斑鳩町興留二丁目六七番一、六八番三、六八番四、六八番五及び六九番七の各一部

一 許可番号

平成二十八年十月二十四日奈良県指令建第九八―四八号

平成二十九年十二月五日奈良県指令建第九八―四八―一号

平成三十年二月二十一日奈良県指令建第九八―四八―二号

平成三十年五月二十一日奈良県指令建第九八―四八―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年五月二十九日建第九一九五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年五月二十九日建第五四四八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡平群町大字榎原七五七番一、七五七番四、七五七番五、七五七番六、七五七番七、七五七番八、七五七番九、七五七番一〇、七五七番一一、七五七番一二、七五七番一三、七五七番一四、七五七番一五、七五七番一六、七五七番一七、七五七番一八、七五七番一九、七五七番二〇、七五七番二一、七五七番二二、七五七番二三、七五七番二四、七五七番二五、七五七番二六、七五七番二七、七五七番二八、七五七番二九、七五七番三〇、七五七番三一、七五七番三二、七五七番三三、七五七番三四、七五七番三五、七五七番三六及び七五七番三七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

檀原市光陽町二一七番地の一

松平建設株式会社 代表取締役 南村政廣

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡平群町大字榎原七五七番三二、七五七番三三、七五七番三四及び七五七番三五

公園 生駒郡平群町大字榎原七五七番三六

水路 生駒郡平群町大字榎原七五七番三二の一部及び七五七番三七

消防の用に供する貯水施設 生駒郡平群町大字榎原七五七番三二の一部

一 許可番号

平成三十年一月二十九日奈良県指令建第一〇〇一―一六九号

平成三十年五月二十三日奈良県指令建第一〇〇一―一六九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年五月二十九日建第九一九六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年五月二十九日建第五四四九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字西之宮一三八番一、一三八番二、一三八番三、一三八番四、一三八番五、

一三八番六、一三八番七、一三八番八、一三八番一〇及び一三八番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町五四九番地一三 吉本小泉ビル四〇一号

株式会社Dear 代表取締役 岡山有貴

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字西之宮一三八番一〇

下水道 桜井市大字西之宮一三八番一〇の一部